

財務諸表の承認方針について

1. 基本的な考え方

財務諸表は、市民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。

また、市長による財務諸表の承認にあたっては、地方独立行政法人法第34条の規定により、評価委員会より意見を聴取することとなっている。

そこで、これに先立ち事務局において、「**合規性の遵守**」と「**表示内容の適正性**」の観点から確認を行う。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査の対象となっているため、主要な計数等について確認を行う。

2 財務諸表の承認にあたって確認する内容

(1) 合規性の遵守

ア 提出期限（6月末）は遵守されたか。

イ 必要な書類がすべて提出されたか。

※ 提出が必要な書類は、次に掲げるもの。

① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書）

② 決算報告書

③ 事業報告書

④ 監事意見書（監査証明）

ウ 監事の監査証明に財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか

（監事の意見が適正意見であるか）。

(2) 表示内容の適正性

ア 表示科目、会計方針、注記等記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。

イ 計数が整合しているか。

ウ 書類相互間（主要表と附属明細書との相互間等）における計数の整合が取れているか。

地方独立行政法人法(以下「法」)では、法人は、財務諸表を作成し、事業年度終了後3ヶ月以内に設立団体に提出し、その承認を受ける必要がある(法34条1項)とともに、その承認にあたっては、評価委員会の意見を聴くよう定めている(法34条3項)。

法では、財務諸表の承認について、どのような方法で行うか定めていない。しかし、法は、監事(又は会計監査人)に財務諸表の監査を行うことを求めている(法35条)。

監事等の財務会計の専門家が行った監査について、二重に評価委員会がチェックすることを法が求めているとは考えにくいことから、本市の評価委員会においては、監査のように細かい計数等をチェックすることではなく、事務局が確認した「法規性の遵守」や「表示内容の適正性」に対して、意見を求める形をとっている。

※『法規性の遵守』

地方独立行政法人法等の法令に適合した財務諸表の作成及び提出がなされているか。

※『表示内容の適正性』

財務諸表の表示内容が地方独立行政法人会計基準への適合等の観点から適正なものとなっているか。

【参考資料】

◆地方独立行政法人法 (財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

◆佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則 (財務諸表)

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準に定めるキャッシュフロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

◆地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注釈

第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解

第76 附属明細書

公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第 85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第 88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細、(2) たな卸資産の明細、(3) 有価証券の明細、(4) 長期貸付金の明細、(5) 長期借入金の明細、(6) 移行前地方債償還債務の明細、(7) 引当金の明細、(8) 資産除去債務の明細、(9) 保証債務の明細、(10) 資本金及び資本剰余金の明細、(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細、(12) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細、(13) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細、(14) 地方公共団体等からの財源措置の明細、(15) 役員及び職員の給与の明細、(16) 開示すべきセグメント情報、(17) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細